

質 問 回 答

2018年12月10日

「(案件名)ケニア国灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト」(公示日:2018年11月28日/公示番号:180442)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P7 第 9 プロポーザルの評価基準 2) 評価対象とする業務従事者の 予定人月数	評価対象とする業務従事者の予定人月数が 29M/M で、全体の業務量の目途が約 110M/M であるとする と、評価対象外の業務量が 81M/M と大きな割合となる がよろしいか。	ご理解のとおりです。評価対象者(総括/稲作政策/組 織間調整、稲栽培/技術改良)にはプロジェクトの方向性 を決める場面や技術開発等の最も重要な場面における現 地業務を想定しております。但し、より適切と考える業務 内容や専門家配置の提案を妨げるものではありません。
		弊社が実施する農業関連技術協力プロジェクト(ソフト 系)では、評価対象業務従事者の予定人月が全体人 月の約 40%を占めております。本件業務において、評 価対象となる業務従事者 2 名の予定人月数(29.00 M/M)が全体人月数(110.00 M/M)の約 27%となっ ておりますが、誤りがないか、再度ご確認いただけますと 幸いです。	同上。
2	同 P12 第 2 業務の目的・内容に関する 事項 1. プロジェクトの背景 国家稲作開発戦略(NRDS)	CARD2発足に伴い、NRDS も新たに作成していること と考えますが、本プロジェクト開始までに承認される見 込みはあるのか。また、ドラフト版等最新版を共有させ ていただくことは可能か？	NRDS は現時点でドラフト段階のため、本プロジェクト開 始までに承認される見込みは有しておりません。 また、NRDS の更新版はドラフトとしても提供できる段階に ございません。
3	同 P14 第 2 2. プロジェクトの概要 (5)活動の概要	試験実施費用は先方政府負担か。	試験に係る費用は先方政府が予算化し、工面できない場 合に限り支援対象としています。但し、初年度については 先方政府で資金手当てできていないケースも想定される

通番号	当該頁項目	質問	回答
	成果 2 にかかる活動 2-5		ことから、50 万円を本見積りに計上してください。なお、同経費の支出に当たっては別途 JICA とコンサルタントで協議の上で決定することとします。
4	同 P15 第 2 2. プロジェクトの概要 (7)相手国実施機関 農業・畜産・水産・灌漑省	左記の農業・畜産・水産・灌漑省は、詳細計画策定調査報告書(案)では農業・畜産・水産省となっており、NIB も水・灌漑省の管轄下になっている。最近各省の改編がなされ、農業・畜産・水産・灌漑省となり、それに付随して NIB も同省の管轄下になったとの理解で良いのか？	ご理解のとおりです。
5	同 P16 第 2 5.実施方針及び留意事項 (3)稲作技術の全国展開のための体制構築	C/P への活動業務費(例 C/P の出張旅費や普及活動のための交通費、研修時の日当、宿泊費等)はすべて C/P 側の負担と考えてよいか。	C/P への活動業務費は、基本的には先方政府負担となります。ただし、初年度については先方政府で資金手当てできていないケースも想定されることから、50 万円を、一般業務費(旅費・交通費)として本見積りに計上ください。なお、同経費の支出に当たっては別途 JICA とコンサルタントで協議の上で決定することとします。
6	同 P16 第 2 5.実施方針及び留意事項 (4)経済効率性及び効果的な事業運営	3 行目に「なお、詳細計画策定調査時の一連の協議においてケニア側からは自らの技術展開に係る予算確保への不確定さについて率直な説明がなされており」とありますが、RIPP 職員、NIB 職員、県職員、及び KALRO 職員の活動全般(研修／ワークショップへの参加、モニタリング活動)にかかる日当・宿泊費・交通費は、別見積りに計上させていただいてよろしいでしょうか。また、可能な場合は JICA ケニア事務所の規定をご教示いただけませんかでしょうか。	同上。

通番号	当該頁項目	質問	回答
7	同 P19 第 2 6.業務の内容 (9)①コア農家を活用した技術移転	各灌漑地区において「コア農家」を通じ、一般農家への普及を図る。そのために選定したコア農家の圃場には稲栽培技術の展示とそれを活用した実際的な研修が行える圃場の整備を行う、とあるがコア農家圃場整備作業として具体的にはどのような作業内容を想定されるのか？	先行プロジェクトを通じムエア灌漑地区において採用した内容(2016年11月終了時評価報告書)及び本プロジェクトの詳細計画策定調査(2017年2月)の結果を踏まえることを想定していますが、これらの調査から約2年が経過していることから、「5.実施方針及び留意事項」の(4)に記載しましたとおり、効率的かつ効果的な技術展開を念頭に独自のご提案をお願いします。
8	同 P25 第 3 業務実施上の条件 6 現地再委託	現地再委託の項目に含まれる[(2)圃場整備作業]は、各灌漑地区におけるコア農家の圃場で栽培技術の展示と研修を行うための整備であるところだが、①圃場の数、②圃場の規模、③整備の手法、について具体的な想定はあるか。	同上。
9	同 P22 第 2 7. 報告書等 (1)報告書等	第 3 期報告書に「業務部分完了報告書」の提出が求められておりますが、本報告書は、第 3 期の 2022 年 3 月～2023 年 2 月頃までの 1 年間の活動を取り纏め、先方政府へ共有するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、報告書の必要性及びタイミングは別途 JICA とコンサルタントで協議の上で決定することとします。
10	同 P25 第 3 業務実施上の条件 5.業務用機材 車両の購入	プロジェクトで使用される車両については 4WD 車両 2 台を 2019 年 2 月までに JICA ケニア事務所で調達予定とあるが、今回案件ではプロジェクト地域がセントラル州とニアンザ州の 2 カ所で広域に広がっている。本状況からプロジェクト車両 4WD 車 1 台の購入を見積もりに加えて宜しいのかどうか？それとも、それらはレンタカーで対応するということで見積もり書に反映させて良いのか？	レンタカーを想定していますが、より効果的で経済効率が高いと考える場合は、車両購入等の方法を理由を付してご提案ください。必要経費は本見積へ計上ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
11	同 P24 第3 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与	事務所スペースの提供: 農業省及び灌漑地区 NIB 事務所内に確保予定とあるが、プロジェクト活動実施のためには NIB 本庁における事務所スペースの確保は必要ではないかと思われる。NIB 本庁での事務所スペース確保の有無について確認したい。	本プロジェクトの主な拠点は NIB ムエア灌漑地区事務所及び同アヘロ灌漑地区事務所であり、NIB 本庁における事務所スペースは想定しておりません。なお、ウェスト・カノ灌漑地区においては小さな作業スペースが提供される予定がありますが、基本的にはアヘロ灌漑地区のオフィスが主な拠点となると想定しています。よって、本プロジェクトにおける主な執務場所は、農業省 RIPP(ナイロビ)、NIB ムエア灌漑地区事務所、同アヘロ灌漑地区事務所の3か所を想定しています。
12	RIPP, NIB 本庁, MIAD(ムエア), AIRS(アヘロ)の事務所の事務機器	左 4 カ所がプロジェクトコンサルタントの事務所拠点と想定するが、其々の拠点について必要な事務機器の購入を想定して見積もり書に反映させてよろしいのか? 各事務所拠点におけるコンピューター、プリンター、スキャナー、コピー機、プロジェクター等の事務機器の稼働状況を質問したい。	事務所拠点は上記の通りです。農業省 RIPP の執務スペースには CP が使用しているパソコンやプリンター等があります。NIB ムエア灌漑地区事務所及び同アヘロ灌漑地区事務所においては必要なオフィス用機材を本見積りに計上してください。
13	同 P24 第3 業務実施上の条件 3. 相手国の便宜供与 (2)事務所スペースの提供 同 P25 5. 業務用機材	農業省及び NIB 事務所内にプロジェクト事務所を確保予定とのことですが、プリンター等のオフィス用機材や水道光熱費、インターネット接続費用は、本プロジェクトからの支出となり、本見積りに計上しなければならないという理解で宜しいでしょうか。	オフィス用機材、および通信費(インターネット接続費、携帯電話代)は本見積りに計上ください。水道光熱費は先方政府負担予定のため計上不要です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
14	技術協力用機材類所管先について	プロジェクトで購入あるいは購送する機材類については農業・畜産・水産・灌漑省の RIPP 所管となるのか、それとも実際現場の NIB の所管となるのか、あるいは機材の種類により活用運用機関(プロジェクト終了後の引き渡しも含め)が異なると理解して良いのか？	今後の協議で決定することとなりますが、現時点においては、一義的には農業省に供与することを想定しています。
15	コンサルタントのビザの延長について	JICA のホームページによればケニアでは、観光ビザで最大3カ月の滞在可能とあるが、3カ月以内であればコンサルタントは観光ビザで業務遂行が可能であるのか、否か？またもしコンサルタントの滞在期間が3カ月を超すような場合、JICA 後方支援により滞在期間を最大何ヶ月延長することができるのか？またビザの延長手続きは全てコンサルタントが実施するという考え方でよろしいのか？ 要員配置に係る箇所であるので質問したい。	ケニアにおけるコンサルタント用ビザは入国後1か月が有効期限のため、この間に JICA ケニア事務所を通じてワーク・パーミットを取得することになります。ワーク・パーミットを取得するまでは、同事務所がコンサルタントビザの延長手続きを行います。
16	普及用バイクについて	詳細計画策定調査報告書(案)では、ムエア地区ではキリニャガカウンティの普及員、ウエスト地区ではNIB普及員が農業指導にあたっているとある。業務指示書16頁で(5)は郡(カウンティ)レベルの普及員の能力強化・支援を行うとあるが、普及員の機動力の増強のために数台の普及用バイクの調達を想定した方が良いのか、それともその必要性はないのか？	ムエア灌漑地区においては先行プロジェクト(RiceMAPP)を通じバイクを5台供与しております。アヘロ、ウエスト・カノ地区においては普及員が使用するバイクが行き渡っているとは想定していません。バイクの必要性についてはプロポーザルにてご提案のうえ、必要経費を本見積りに計上ください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
17	業務指示書 P6 外貨使用レート		<p>外貨交換レート（US\$）を以下の様に変更いたします。</p> <p>変更前：US\$1 = 122.201 円</p> <p>変更後：US\$1 = <u>121.201 円</u></p>

以 上